- 都税についてのお知らせ-

〜転居等により、23 区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の 納税通知書送付先を変更される方へ〜

固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の

送付先変更手続 はお済みですか?

住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、 23 区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。 登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

【インターネットの場合】

「LoGo フォーム」からお手続ください。

主税局HP

LoGo フォーム

〇 上記手続は、23 区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。〈変更できないもの(例)〉 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

○ 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。